# 耐震性能や優遇制度



## マンションの耐震性能

## Is値(構造耐震指標)

建物の耐震性能は、Is値(構造耐震指標)で表されます。Is値は、建物の強さや経年状況等で評価されます。Is値が0.6以上※あると、地震に対する必要な性能が確保されていると判断されます。 ※耐震診断の方法は3つあり、第1次診断の方法ではIs値が0.8以上必要です。

被害	ランク	軽微	小破	中破	大破	倒壊
	状況		A			
	RC造 SRC造	壁の損傷が ほとんど無い	一般的な壁に ひび割れ	柱・耐震壁に ひび割れ	柱の鉄筋が 露出	建物の一部又は 全部が倒壊
地震規模	中地震 震度5強程度	I	s値=0.6の場合			
	大地震 震度6強~7程度		Is値=0.6の	場合		

出典:東京都都市整備局『ビル・マンションの耐震化読本改訂第5版』より

## 税制優遇

耐震改修を行うと、一定の要件を満たした場合に、税の優遇を受けられます。

#### 固定資産税・都市計画税の減免・減額

耐震化のための改修工事を行ったマンションに対して、要件を満たす場合に固定資産税・都市計画税を軽減する制度があります。マンションの所在する区にある都税事務所又は区市町村の税務 担当課にお問い合わせください。

#### 住宅耐震改修特別控除(所得税の控除)

耐震化のための改修工事を行ったマンションに対して、要件を満たす場合に所得税が控除される場合があります。最寄りの税務署にお問い合わせください。

# 東京都耐震マーク表示制度

建物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建物を利用することができるよう、 東京都では耐震マークを交付しています。マークを建物の入口等、見やすい場所に表示してくだ さい。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」をご覧ください。

対象建物 : 耐震基準に適合することが確認された都内全ての建物

交付費用 :無料

旧耐震基準の建物に交付されるマークは2種類あります。





「耐震診断済」…耐震診断により耐震基準への適合を確認した建物 「耐震改修済」…耐震改修により耐震基準を満たした建物

※東京都耐震マーク表示制度は、建築物の所有者・管理者の申請に基づき、その内容を確認し、マークを交付するもので、建築物の耐震性を 保証するものではありません。

問合せ先:東京都耐震マーク事務局 TEL: 03-5989-1493